

船舶事故等調査報告書

平成26年2月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2013横第70号
事故等種類	定置網損傷
発生日時	平成25年6月9日（日） 15時35分ごろ
発生場所	神奈川県三浦市金田漁港東方沖 三浦市所在の金田港東防波堤灯台から真方位083°980m付近 （概位 北緯35°09.7′ 東経139°40.6′）
事故等調査の経過	平成25年6月10日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーモーターボート 第七石川丸、5トン未満（長さ9.52m） 235-39617 神奈川、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	本船 不明 定置網 アンカーロープの切断及び垣網の破損
事故等の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、同乗者2人を乗せ、金田漁港東方沖で漂泊して釣りの準備をしていたところ、風に圧流されて定置網に接近したので、機関を前進にしたところ、平成25年6月9日15時35分ごろ、定置網の垣網を支えるアンカーロープがプロペラに絡まって航行不能となり、同アンカーロープ及び垣網を損傷した。 船長は、海上保安庁に救助を依頼し、来援した巡視艇によって救助され、自力で航行して神奈川県横浜市のマリナーに帰った。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の中央期
その他の事項	本船が進入した定置網は、囲い網の長さが約100mであり、箱網から南西方向に垣網が約400m延び、箱網の四隅に1個ずつ及び北東側に4個の白い浮子が、垣網の上部に多数の黄色い浮子が、囲い網の北東側にはブイがそれぞれ設置されており、夜間は灯火が点灯するようになっていたが、囲い網に旗棹等は立てられておらず、レーダーリフレクターもなかった。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	不明 不明 不明 本船は、金田漁港東方沖で漂泊中、風下に圧流されて定置網に接近

	<p>した際、機関を前進にしたことから、定置網の垣網を支えるアンカーロープがプロペラに絡まり、同アンカーロープ及び垣網を損傷したものと考えられるが、船長から情報が得られなかったため、定置網に接近した際に機関を前進にした状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、金田漁港東方沖で漂流中、風下に圧流されて定置網に接近した際、機関を前進にしたため、定置網の垣網を支えるアンカーロープがプロペラに絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行予定海域の定置網設置状況などをあらかじめ調査しておくこと。 ・ 定置網が設置されている海域からは十分に距離をとって航行すること。